

## 第20回津地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成25年2月4日(月)午後1時30分～午後4時

### 2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

### 3 出席

#### 【委員】

青木幸男委員，岩井隆義委員，植山和美委員，鏡康男委員，木村夏美委員，作原大成委員，中村定夫委員，廣瀬和子委員，別所志津子委員，三笠博司委員，三宅裕一郎委員，山下郁夫委員長

(五十音順)

#### 【事務担当者】

民事首席書記官，刑事首席書記官，津簡易裁判所庶務課長，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

### 4 議事

- (1) 開会あいさつ，新任委員の紹介
- (2) 簡易裁判所における民事紛争解決手続全般及び民事調停制度の概要説明
- (3) 意見交換(テーマ「簡易裁判所における民事紛争解決手続～主に民事調停制度について～」)の要旨

#### 【委員長，委員，事務担当者】

簡易裁判所へ初めて相談に来られる方は，それまでにいろいろなところに相談に行ったりという経緯があると思うが，どのような方が多いのか。

市町村や弁護士会，司法書士会などの法律相談を受けて，調停などの手続を勧められて来庁する方もいれば，知人から手続のことを聞いて来庁する方など，様々である。

検察庁には被害者支援員という制度がある。支援員が、例えば、お金を貸したけれど返してもらえないとか、交通事故の被害に遭ったといった相談を受けることがあり、場合によっては調停手続などを案内することもある。

消費生活センターでは、相談員では回答できない場合に、顧問の弁護士に相談した上で、相談者が調停や訴訟などの手続を利用される場合もある。

簡易裁判所の来庁者の中には、「調停の申立てがしたい」と最初から決めている人もいれば、漠然と何らかの申立てをしたいという人もおり、その場合は窓口でいくつかの手続を説明した上で、どの手続を執るかは本人に選択してもらっている。

三重県全体及び津簡易裁判所での調停申立件数はそれぞれどれくらいか。厳しい経済状況が続いているが、件数の増減などはあるのか。

平成23年の民事調停新受件数は、三重県内全体の簡易裁判所で690件、うち津簡易裁判所では162件である。件数としては、最近は減少傾向にある。

簡易裁判所の4種類の手続（訴訟、少額訴訟、支払督促、調停）を比較して、調停はどれくらいの割合の件数の申立てがあるのか。

津簡易裁判所の平成23年の新受件数は、通常訴訟は923件、少額訴訟は39件、支払督促は667件、調停は162件となっている。

調停事件の減少については、一時期は、債務の返済方法などを話し合う特定調停が非常に多かったのであるが、法改正や裁判例により、過払金返還請求訴訟が増え、一方で特定調停が減少したという経緯がある。特定調停は特殊な一分野の調停であるので、一般的な調停事件についてはさほど件数に変動はない。調停制度は歴史があり、国民性にマッチして利用しやすい制度として考えているが、件数がそれほど増えてきているわけではない。そこで、調停のニーズがあるのか、実際にはもっと利用されるべき案件があるのか、このようにしたらもっと調停が利用されるのではないかと、といった点につい

て意見をお伺いしたい。

もし自分で調停を申し立てようと思うと、弁護士に代わりに出席してもらうのであればよいが、平日に休みを取って何もかも自分でやるというのは難しいかもしれない。裁判所としては、土日や夜間に調停を行うことは難しいのかもしれないが、平日の日中のみだと一般の人にとって利用しづらいと思う。

私は調停委員であるが、民事調停は、一般の方にとって認識度が低いと感じている。一般の人は、調停というと離婚調停などの家事調停をイメージし、民事調停はあまり頭に浮かばないようである。リーフレットが作成されているが、どれだけの人が見る機会があるのだろうかと思う。いろいろな問題を抱えていても、どこに行ったらよいか分からないという人もおり、PRの仕方を工夫したほうがよいのではないか。

現在、リーフレットは各裁判所のリーフレットラックなどに備え付けて、来庁者に自由に持ち帰っていただけるようになっており、それ以外にも、各市町村や弁護士会、司法書士会、消費生活センター、警察、法務局などに送付して備え付けの協力依頼をしているところである。また、去年は調停制度90周年であったことから、調停委員にも協力してもらい、民事調停制度の説明会を津市と四日市市で実施し、合計116人程度の方に参加していただいた。その他に、最高裁判所から送付される広報テーマの記事を各市町村の広報誌に掲載していただくよう依頼しており、その中には、年1、2回調停に関するテーマが含まれている。

調停制度自体、国民にあまり知られていないと思う。これまでは、法教育と言っても、裁判員裁判が取り上げられるくらいだったので、調停制度についても中学や高校で教えるようにするとよいと思う。

例えば訴訟の場合、争いの対象となっている金額によって手続が分けられ

ていたり、手続の対象となる紛争の背景には、労働紛争、売買の問題など様々なものがあつたりして、一般的に裁判所の手続は分かりにくいと思う。

消費生活センターで相談を受けた場合、当事者間で話し合いができなければ裁判所、というように、交通整理をしてから裁判所に行ってもらう方がよいと思うが、直接裁判所に行ってもらう選択肢もあるのか。

民事紛争解決のための制度は多様化しており、最近では、労働局など、仲介をして話し合いをする制度がいろいろな機関で整備されている状況の中で、裁判所がどういう役割を果たすのかという問題はある。対立が深く、解決が難しい案件は最終的に裁判所の判決で、ということはあると思うが、そうではない少額軽微な紛争で、他の紛争機関でも扱える案件についての棲み分けや役割分担をどうするのかは大きな問題であると思う。他の相談機関やADRとして紛争解決をしている機関と裁判所との間で、今まで必ずしも十分な意見交換や相互の理解が進んでいないということも課題である。

司法書士会、社会保険労務士会、市民相談など、簡易で気軽に相談できる窓口がいくつもあることや解決方法としてもたくさんのシステムがあることなどと共に裁判所の民事調停という解決方法もPRしていくことが必要ではないか。

相談関係機関の担当者が調停制度についての十分な知識を持つことが重要であると思う。裁判所が各機関の相談員を集め、調停制度の説明をすることができないのか。

消費生活センターの場合、センターでは解決できないというときに、相談員として、裁判所の手続のこういったことを知っていればよいのか。

裁判所の手続の詳細を知っていても、例えば、裁判所のこの制度を利用した方が良いですよ、と相談員が判断することは難しいので、弁護士への相談を勧めることになるのが現状である。

そういう事案なら少額訴訟ができるかもしれないので裁判所の窓口に行ってみたらどうか、などとアドバイスできるぐらいの知識を付与していただければと思う。

裁判所の立場としては、相談機関で特定の手続を紹介していただく必要はなく、裁判所での解決という選択肢がある、裁判所ではこういう手続があるということを説明していただければ十分であり、その結果、裁判所に来ていただければ、窓口で、こういう手続があるという説明をすることはできる。

裁判所の窓口で、裁判所以外の手続を紹介することはあるのか。

労働事件などで、他の手続もあるということを選択肢として紹介することもある。

弁護士に相談するのは一般の人にとって敷居が高いが、裁判所の窓口であれば結構丁寧に教えてくれて職員の知識もあるので、一般の人には利用しやすいと思う。

弁護士としては、まず弁護士会に相談に来てもらって、争点を整理してから申立てをした方が、裁判所にとってもよいのではないかなと思う。民事調停をした人から相談を受けると、調停委員が誰でどういう人か、相手方に弁護士が付いているかどうかをよく理解していない人が多い。調停委員の方に名札を置いてもらいたいが、それが難しければ、最初に自己紹介をしていただきたい。また、弁護士会で相談を受ける立場からすると、相手方に弁護士が付いているのかどうかは重要なことなので、本人に教えてもらいたいが、そういった細かい積み重ねが調停に対する誤解を解いたり、信頼感を持たせるのではないかなと思う。

調停委員の氏名については、自ら名乗ることはしていないが、聞かれた場合には答えている。裁判所から初めて呼出を受けた人は緊張しているので、調停委員としては、普段の言葉で話すことを意識しているし、相手方に弁護

士が付いている場合は、そのことをはっきりと本人に伝えている。特に、一方だけに弁護士が付いているとなると当事者は余計に緊張するので、安心してもらうことも大切だという気持ちを忘れないよう、誠実に、公平中立な立場で調停を行っている。

法テラスは相談機関を紹介する役割を期待され、現にその役割を担っている。また、裁判所以外の相談機関もあるので、裁判所からそれらの機関に必要な情報をきちんと提供して連携していくことが重要であろうと思う。

消費者庁の調べでは、悩み事を抱えている人のうち、相談もせず解決しないまま泣き寝入りをしている人が全国で4割ほどいるそうである。消費生活センターとしては、まず、相談をしてもらうことが大事だと考えており、相談してもらうことで事例の集約もできるし、フィードバックして注意喚起することもできるので、それぞれの部門でもっと相談しやすい状況を作ることが必要であると考えている。トラブルに巻き込まれてしまった場合に、同じ失敗を繰り返さないよう、学んでいただくということも重要で、ポイントとなるところでは一般の相談員ではなく専門家が相談に乗ることが必要であると思う。

報道機関の立場からすると、調停は非公開であるため、裁判と違って記事にならないということがある。例えば、記者を集めて、申立受理件数や調停が成立した割合、うまくいった具体例などを紹介したり、あるいは、模擬調停などを実施すれば、調停手続のPRにつながると思う。

検察庁では、学校の先生方に、模擬裁判をやってみませんか、ということとホームページに載せたが、ホームページに載せるだけでは見てもらえないので、司法記者クラブの人たちにも案内をした。記者クラブの人にも学校の先生や生徒役になってもらい、裁判員裁判の授業を模擬授業という形で体験してもらったところ、模擬裁判の記事にしてくれた。裁判所も、調停制度9

0周年を記念して、津ではこれだけの成功例があったといった記者発表を行うなど、工夫次第でいろいろな形でやれるのではないかと。

調停制度90周年に関しては、全国レベルでは東京で記念式典が開催された。津では、先ほど紹介したように調停制度の説明会を企画し、実施した。

関係機関の方は、紛争を解決するための知識がほしいので、そういった方に声をかければ説明会や協議会などが開催できるだろうし、協議会などの開催を記者に案内すれば記事にもなるのではないかと思う。統計数値を発表するなど、やり方はいろいろあると思う。最近は弁護士も増えてきたので、司法サービスは充実してくるであろうが、裁判所が昼間しかやっていないのは本当に良いのか、とも思う。紛争を解決する機関としては、裁判所に限らず、ADRなどいろいろなものができてきているので、司法サービスを受ける機会というのは、時間的なものも含め、これから広がっていくのではないかと。

裁判所のホームページでは、調停の申立書などがPDFファイルでダウンロードできるが、それをワード書式にしてもらえると便利だと考える人もいるので、サービスの多様化という面からそのような点にも配慮していただくと良いと思う。

広報をした結果、件数が増えてきた場合に、裁判所として調停委員などの人員は確保できるのか。調停委員は、公募はしているのか。

調停委員は、一般的には社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識経験がある、原則として40歳以上70歳未満のものの中から任命されている。調停委員には、法律の専門家ばかりでなく、税理士、不動産鑑定士、大学教授、会社役員など幅広い職業の方がいる。

専門家委員については、各種団体に候補者の推薦依頼をしている。一般の方でも調停委員の存在を知って応募される人はいるので、そういった申出があれば受け付けて面接を実施しており、門戸は開いている形となっているが、大々的に募集をかけているわけではない。

調停委員は人格的にも優れた人でなければならないとすると、そう簡単に人材が集まるものでもない。民間の紛争解決機関などの役割分担を大きくし、裁判所としては訴訟など、決定するところに重点を置くということも考えた方がよいのではないか。

A D Rの機関が増えてきて、将来的には、訴訟は裁判所でやるが、それ以外の裁判外の解決についてはA D Rが奨励されるという流れはあると思う。

A D Rは諸外国でもそんなに古いものではないが、日本の調停は90年もの伝統がある。手数料も安く、良い制度だと思う。

(4) 次回意見交換のテーマ

女性職員の管理職への登用拡大について

(5) 次回期日

平成25年7月3日(水)午後1時30分～午後4時